

日高町スポーツ全道・全国・国際大会出場助成要綱

(令和2年4月1日教育長制定)

日高町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、スポーツの振興並びにスポーツ団体の育成を図るため、全道・全国・国際大会に出場する町民に対し、その経費の一部を助成する。

1 対象

全道・全国・国際大会（北海道、国又は北海道スポーツ協会、日本スポーツ協会若しくは同協会に加盟する競技団体等が主催する大会及び全道、全国、国際規模の大会で教育長が認める大会のことをいう。）への出場にあたり、下記の成績により出場するもの。

- 1) 全道大会：地方予選を勝ち抜き出場権を得た団体又は個人。
- 2) 全国大会：全道大会を勝ち抜き出場権を得た団体又は個人。又は出場条件として標準タイム・バッジ級が開催要項に記載され、その条件を満たし出場が認められたもの。
- 3) 北海道代表・日本代表に選抜された個人。

2 交付手続

交付手続については、日高町補助金等交付規則により次の各号のとおり行うものとする。

1) 交付申請

補助金等の交付を申請しようとする者は、教育長に対し、補助金等交付申請書（日高町補助金等交付規則別記第1号様式）を下記の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

教育長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助指令書（日高町補助金等交付規則別記第2号様式）により補助金等の交付の決定をし、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- ア) 大会出場経費（予算書）
- イ) 出場する大会要項
- ウ) 予選会の成績がわかるもの、または出場資格を証するもの

2) 変更申請

補助事業等の内容を変更する場合においては、補助事業等変更承認申請書（日高町補助金等交付規則別記第3号様式）に下記に掲げる書類を添付の上申請し、教育長の承認を受けること。

教育長は、補助事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、変更指令書（日高町補助金等交付規則別記第4号様式）により変更を決定し、当該団体に通知するものとする。

- ア) 大会出場経費（予算書）

3) 概算払申請

補助事業者等は、補助金等の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（日高町補助金等交付規則別記第5号様式）を教育長に提出しなければならない。

教育長は、前項の申請に基づき概算払することを決定したときは、当該補助事業者に対し、補助金等概算払決定書（日高町補助金等交付規則別記第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

4) 実績報告

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、すみやかに補助事業等実績報告書（日高町補助金等交付規則別記第8号様式）を次の各号に掲げる書類を添付し教育長に提出しなければならない。

教育長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等額の確定通知書（日高町補助金等交付規則別記第9号様式）により通知するものとする。

ア) 大会出場経費（決算書）及び領収書（複写可）

イ) 出場した大会要項

ウ) 大会の成績がわかるもの

3 助成基準

- 1) 経費の算出にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法による算出とする。
- 2) 助成基準は別表1のとおりとする。
- 3) 助成金の限度額は、250,000円とする。
- 4) 助成金は、1,000円未満の端数金額は切り捨てる。
- 5) 当補助金と同様の助成金、補助金等がある場合は対象外とする。また、寄付金等を得ている場合は算出した助成金より差し引くこととする。

4 その他

この要綱に定めのない事項は教育長が決定する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

経 費	助成割合	
	小学生～高校生 (引率者)	一 般
交通費 ア) 借り上げバス 実際にかかった額 イ) 自家用車 一般の場合 1 台 4 人、小学生～高校生の場合 1 台 3 名及び運転手とし、1 k m 当たり 2 5 円で積算した額 ただし、借り上げバスとの併用は認めない ウ) 高速料金 エ) 公共交通機関	1 / 2	1 / 3
宿泊費 ア) 道内大会 実際にかかった額 (上限 1 0, 0 0 0 円) イ) 道外大会 実際にかかった額 (上限 1 5, 0 0 0 円) ウ) 前泊 行程 (片道) 1 5 0 k m 以上の場合のみ対象 とし、ア) 又は イ) の額		
大会参加費、施設使用料 (大会当日分に限る) ※レセプション等の経費は対象外とする	全額	1 / 2

備考

経費の積算にあたり、小学生～高校生の場合は、選手は実登録人数とし、引率者は選手 1 名の場合は 1 名、選手 2 名以上の場合は 2 名以内を認め、一般の場合は実登録人数 (監督等を含む) とする。